

令和 2 年の家畜伝染病予防法の一部を 改正する法律の施行の状況について

令和 7 年 3 月 26 日

家畜衛生部会

農 林 水 産 省

消費・安全局

家畜伝染病予防法の改正概要

令和2年4月3日公布、施行期日：公布の日から3月以内（ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4①については令和3年4月1日）
→令和2年7月1日 →令和2年4月3日 →令和3年4月1日

背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された **C S F（豚熱）** については、同病に感染した **野生イノシシ** によって **広域に病原体が拡散**し、現在に至ってもなお **終息に至っていない**。
- このため、**野生動物の感染に対する対策を強化**するとともに、農場における **飼養衛生管理を徹底**し、家畜の伝染性疾患の **発生の予防及びまん延の防止を図る**必要。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域において **A S F（アフリカ豚熱）** の発生が **急速に拡大**し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の **輸出入検疫を強化**し、同病を含む悪性伝染性疾患（※）の **侵入防止を徹底**する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

改正の概要

1 家畜の伝染性疾患の名称変更（豚熱、アフリカ豚熱、その他）

【改正後第2条第1項の表等】

2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

【改正後第2条の2から第2条の4まで】

3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

- ① **衛生管理区域**に入る者にも又は **汚染された畜舎・倉庫等**から出る者にも **課せられている消毒義務**を、当該施設どちらも **出入りする者に課す**よう措置。
【改正後第8条の2、第28条等】
- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、**飼養衛生管理に係る責任者を選任**する制度を創設。
【改正後第12条の3の2】
- ③ 飼養衛生管理の指導等に係る **指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度**を創設。
【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】
- ④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、**指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令**できるよう措置（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）。
【改正後第34条の2（改正後第47条）】
- ⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る **命令違反者を公表**できるよう措置するとともに、**国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表**できるよう措置。
【改正後第12条の7】
- ⑥ 飼養衛生管理に関する **罰則を強化**。【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】

4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）

- ① **野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け**。
【改正後第31条第2項等】
- ② 野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、**発見された場所等の消毒**や当該場所とその他の場所との **通行制限**、周辺農場等に対する **家畜の移動制限**、飼料業者・運送業者等関連事業者の **倉庫・車両の消毒**などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。
【改正後25条の2、第26条、第28条の2等】

5 予防的殺処分の対象疾患の拡大（改正後第17条の2）

- ① 予防的殺処分の対象疾患に **A S Fを追加**。
- ② **野生動物で口蹄疫又はA S Fの感染が発見**された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。

6 家畜防疫官の権限等の強化

- ① 出入国者の **携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無**を、家畜防疫官が **質問・検査**できるよう措置。
【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
- ② 輸出入検疫の結果、発見された **違反畜産物**について、家畜防疫官が **廃棄**できるよう措置。
【改正後第46条第4項】
- ③ 動物検疫所長は、**輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため**、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して **必要な協力を求める**ことができるよう措置。
【改正後第46条の4第1項】
- ④ 輸出入検疫に関する **罰則を強化**。
【改正後第63条、第69条等】

○**第1条から第7条**
（略）

○**第8条**

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○高病原性鳥インフルエンザ

- ・令和4年シーズンに過去最多の発生を確認
- ・令和2年シーズン以降、5シーズン連続で発生

○ランピースキン病

- ・令和6年11月、我が国で初めて発生を確認
- ・国内では計22例、230頭の発症を確認

○豚熱

- ・令和元年から開始したワクチン接種により、令和2年4月以降は発生が散発的に変化

○アフリカ豚熱

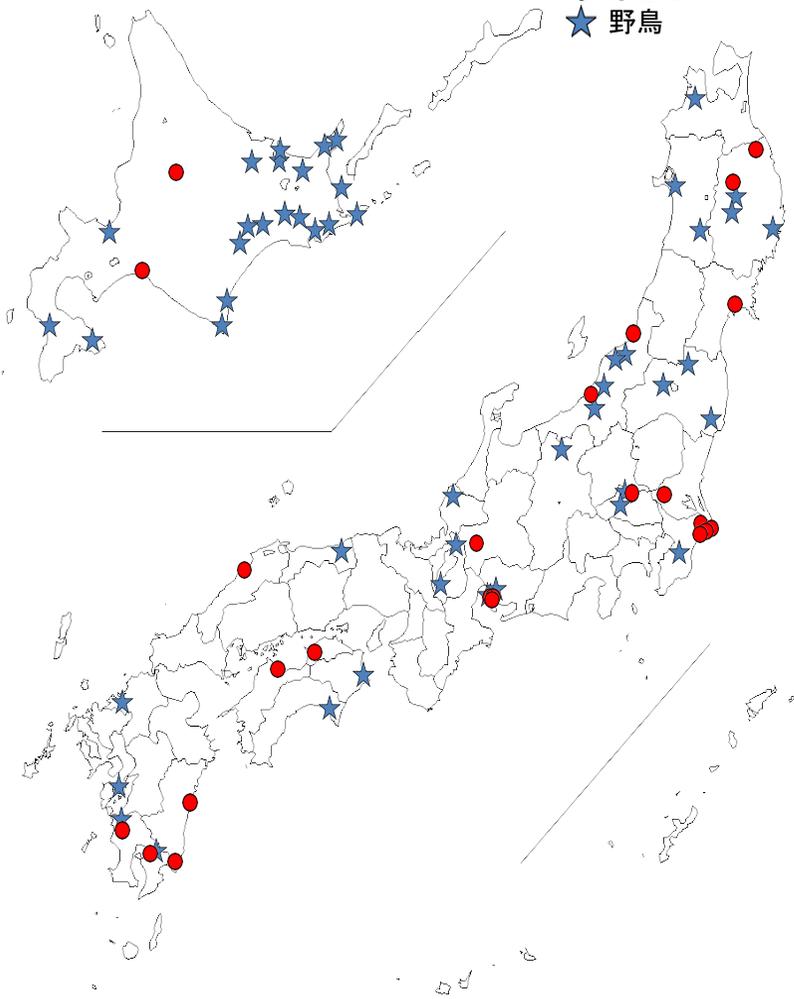
- ・令和5年12月に韓国の釜山広域市で野生イノシシでの感染が確認
- ・令和2年の改正において家畜防疫官の質問・検査等の権限を強化したことに伴い、違反畜産物の摘発件数が増加

高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (令和7年3月21日時点)

- 令和4年シーズンに家きんでは過去最多の発生を確認 (26道県84事例 約1,771万羽)。
- 令和2年シーズン以降、5シーズン連続で発生を確認。

令和6年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥



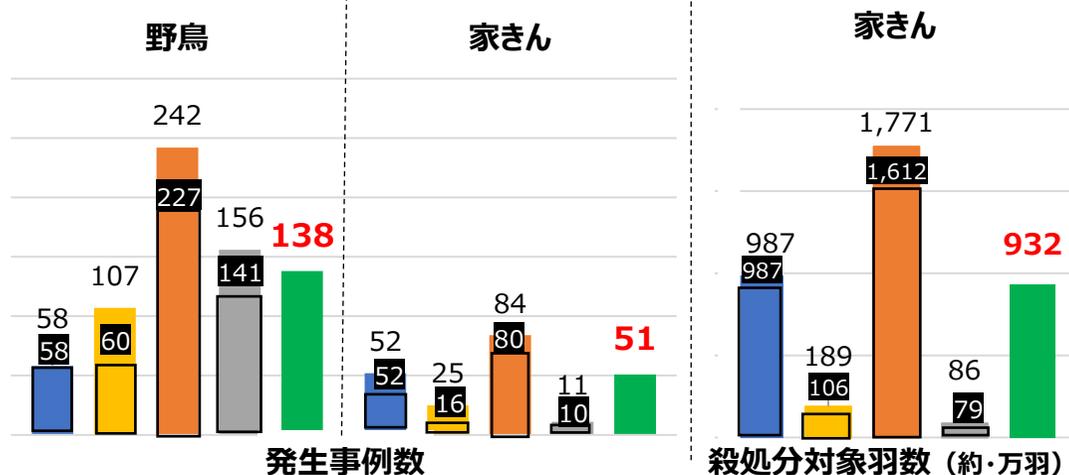
過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

| | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 野鳥 | 初発 | 10月24日 | 11月8日 | 9月25日 | 10月4日 | 9月30日 |
| | 最終確認 | 3月3日 | 5月14日 | 4月19日 | 4月30日 | |
| 家きん | 初発 | 11月5日 | 11月10日 | 10月28日 | 11月25日 | 10月17日 |
| | 最終確認 | 3月13日 | 5月14日 | 4月7日 | 4月29日 | |

(2) 発生事例数 (野鳥、家きん)、殺処分対象羽数 (白抜きは同日比)

■ : R2年度 ■ : R3年度 ■ : R4年度 ■ : R5年度 ■ : R6年度



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

今シーズンの発生事例

- 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、**令和7年3月21日時点で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分**の対象となっている。
- 千葉県、愛知県、岩手県において、養鶏場が密集した地域での続発を確認。

